「令和2年7月豪雨」被災者に対する特別措置について

学校法人 河﨑学園 大阪河﨑リハビリテーション大学

このたびの「令和 2 年 7 月豪雨」により被災された皆様には、改めて心よりお見舞い申しあげますとともに、 一日も早い復興をお祈り申しあげます。

2021 年度入学予定者で、「令和 2 年 7 月豪雨」により「災害救助法の適用を受けた地域」に本人もしくは学費 負担者が居住して被災し、その家屋が全壊又は流失、あるいは学費負担者が死亡した等の被災者(以下「被災者」 という。)に対しては、経済的支援を図るため、入学金免除および、授業料減免の特別措置を講じます。

該当する被災者の方で本学受験を希望される場合は、アドミッション・オフィス(電話:072-446-7400直通)までお問い合わせください。

被災者に対する特別措置の詳細については、下記のとおりです。

記

1. 対象地域の対象者 災害救助法の適用を受けた地域における被災者

- 2. 特別措置内容
 - (1) 入学金の全額免除
 - (2) 年間授業料等を半額に減免(初年次)
 - (3) 関連グループが管理する学生用マンションを優先的に斡旋します。
 - ※ 詳細は、別記 4.に記載
- 3. 申請書類
 - (1) 被災者特別措置申請書(様式1号)
 - (2) 罹災証明書

地方公共団体(市町村)にて、ご確認ください。また提出が困難な場合は、本学にご相談ください。

(3) その他必要と認める書類

4. 免除または減免の対象となる授業料等

(1) 入学金

被災者の2021年度新入生および編入学生の入学金については、全額免除となります。

(2) 授業料等

	授業料	実習費	施設•設備充実費	合計
一般入学生 (年間)	1,150,000 円	170,000 円	250,000 円	1,570,000 円
被災者学生 (年間)	575,000 円	85,000 円	125,000 円	785,000 円

※ 初年次の授業料等が減免の対象となります。

2年次以降については、家計状況等を勘案の上、本学独自の奨学金制度である「経済支援特別奨学金」枠を優先的に配慮します。

- (3) 関連グループが管理する学生用マンションを優先的に斡旋します。
- 5. 上記以外に本学で利用できる奨学金制度
 - (1) 大阪河﨑リハビリテーション大学 経済支援特別奨学金制度
 - (2) 日本学生支援機構 奨学金制度

<連絡先>

大阪河崎リハビリテーション大学 〒597-0104 大阪府貝塚市水間 158番地 http://www.kawasakigakuen.ac.jp/ 電話 072 (446) 7400アドミッション・オフィス直通 E-mail:nyushi@kawasakigakuen.ac.jp